

熊野市、御浜町土砂災害警戒区域等の指定及び指定解除について

三重県県土整備部

今般、熊野市、御浜町において、土砂災害警戒区域等が下記のとおり指定及び指定解除されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区 : 熊野市紀和町矢ノ川 外
南牟婁郡御浜町中立 外
指定年月日 : 令和5年3月10日
告示番号 : (指定) 三重県告示第134号、第135号
三重県告示第136号、第137号
(解除) 三重県告示第138号

- ◆ 県公報 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001064997.pdf>
- ◆ 指定区域図 https://www.pref.mie.lg/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm



宅建業法第48条にて「従業者証明書」および「従業者名簿」について規定されています！

宅建業者は、「従業者名簿」を事務所ごとに備え付け、最終の記載をした日から10年間保存しなければなりません。記載しなければならない事項は、従業者の氏名、従業者証明書の番号のほか、生年月日、主たる職務内容等決められていますので、三重県の書式をお使いください。

従業者は「従業者証明書」を業務中必ず携帯し、取引の関係者から請求があれば提示しなければなりません。

従業者証明書の有効期間は免許有効期間とし、免許更新後は再度作成してください。単に一時的に業務に従事する者の場合は、業務に従事する期間に限って発行してください。

従業者証明書を発行した者については、すべて従業者名簿に記載してください。

従業者名簿を変更、訂正等するときは、（電子書面の場合）上書きするのではなく、履歴が残る方法で行うこと。

- * 従業者名簿の書式は下記三重県の Web サイトにてダウンロードできます。
<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/37255031452.htm>
- * 従業者証明書の書式はラビーネットあるいは会員マイページの契約書書式集よりダウンロードしてください。
証明書の台紙の必要な方は事務局にて販売しておりますのでご連絡ください（1枚30円）。

▶ 従業者証明書番号 ◀

開業（雇用）した西暦年の下2桁と月の2桁を従業者証明書番号の頭にしてください。

例) 令和4（2022）年4月入社の場合、【2204**】となります。

下2桁**は事務所ごとの従業者の番号であり、最初の免許時の代表者を「01」とし、以下「02」から従事年月日の早い者から順に連番としてください。

従業者でなくなった場合、その者の番号は欠番としてください。

●退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R5.3.15	(5)2668	ヤマク不動産	田中 清



「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。